

令和 5 年（1～12 月）にさいたま市内で発生した食中毒事件

事例 No.	発生月	喫食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
1	4 月	1	1	不明	アニサキス	不明
2	5 月	4	4	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店
3	12 月	65	43	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店
4	12 月	3	3	原因施設で提供された食事	カンピロバクター	飲食店
5	12 月	10	10	原因施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店

【参考】令和 4 年にさいたま市内で発生した食中毒

事例 No.	発生月	喫食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
1	3 月	1	1	原因施設で提供された食事	アニサキス	飲食店
2	4 月	1	1	刺身（イワシ・アジ）	アニサキス	飲食店
3	5 月	4	2	原因施設で提供された食事	カンピロバクター	飲食店
4	8 月	1	1	わらさ（ぶり）の刺身	アニサキス	飲食店
5	12 月	2	1	しめ鯖	アニサキス	飲食店

[トップページ](#) > [市政情報](#) > [広報・報道](#) > [記者への情報提供](#) >[記者への提供資料](#) > [令和5年度](#) > [令和5年12月](#) >

(令和5年12月19日発表) 食中毒事件の発生について

[← 一つ前に見ていたページに戻る](#)

更新日付：2023年12月20日 / ページ番号：0099540

(令和5年12月19日発表) 食中毒事件の発生について

[このページを印刷する](#)

1 事件発生の探知

令和5年12月13日(水曜日)、さいたま市内の飲食店利用者から市保健所に「12月10日(日曜日)に33名で当該店舗を利用し、12月11日(月曜日)から24名が腹痛、嘔吐、下痢の症状を呈している。」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果(発表日現在)

- ・ 喫食者数：5グループ53名
- ・ 患者数：38名
- ・ 喫食日時：令和5年12月10日(日曜日)12時頃から18時30分頃
- ・ 発症日時：令和5年12月11日(月曜日)2時頃から令和5年12月12日(火曜日)20時頃
- ・ 主な症状：下痢、腹痛、嘔吐、発熱 ※患者は回復に向かっています。
- ・ 病因物質：ノロウイルス
- ・ 原因食品：令和5年12月10日(日曜日)に当該飲食店が調理、提供した食事
- ・ 原因施設：飲食店(大宮区)

3 上記施設を原因施設と断定した理由

- ・ 令和5年12月10日(日曜日)に当該施設で食事をした5グループ38名が、令和5年12月11日(月曜日)2時から令和5年12月12日(火曜日)20時にかけて発症していること。
- ・ 発症者38名の共通食が当該施設で提供された食事に限定されたこと。
- ・ 発症者25名からノロウイルスが検出されたこと。
- ・ 潜伏時間、症状等の疫学的事項がノロウイルスによる食中毒と一致したこと。
- ・ 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

- ・ 処分年月日：令和5年12月19日(火曜日)
- ・ 営業停止：2日間(令和5年12月19日から令和5年12月20日まで)

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、営業者、従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の飲食店等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課

課長：小島

担当：小澤、岡崎

電話：048-829-1300

内線：2930、2943、2944

関連ダウンロードファイル



【参考】ノロウイルスによる食中毒について（PDF形式 61キロバイト）



PDFファイルの閲覧にはAdobe Reader（無償）が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトからAdobe Readerをダウンロードしてください。](#)

この記事についてのお問い合わせ

保健衛生局/保健部/生活衛生課 食品・医薬品安全係

電話番号：048-829-1300 ファックス：048-829-1967

＞ お問い合わせフォーム

イベント情報

イベント

(令和6年1月5日発表) 食中毒事件の発生について

このページを印刷する

1 事件発生の探知

令和5年12月28日(木曜日)、埼玉県からさいたま市に「12月16日(土曜日)にさいたま市内の飲食店を3名で利用した県内在住者について、12月18日(月曜日)以降全員が腹痛、下痢等の症状を呈している。」という旨の通報があり、調査を開始しました。

2 調査結果（発表日現在）

- 喫食者数：1グループ3名
- 患者数：3名（10代男性2名、20代男性）（いずれも県内在住）
- 喫食日時：令和5年12月16日(土曜日)19時30分頃
- 発症日時：令和5年12月18日(月曜日)18時頃から令和5年12月19日(火曜日)12時頃
- 主な症状：下痢、腹痛、発熱
- 病因物質：カンピロバクター
- 原因食品：令和5年12月16日(土曜日)に当該飲食店が調理、提供した食事
(料理のメニュー)
焼鳥（ぼんじり、ねぎま）、鶏レバーのごま油あえ、豚骨ラーメン、ドリンク
- 原因施設：飲食店（見沼区）

3 上記施設を原因施設と断定した理由

- 令和5年12月16日(土曜日)に当該施設で食事をした1グループ3名が、令和5年12月18日(月曜日)18時頃から令和5年12月19日(火曜日)12時頃までにかけて発症していること。
- 発症者全員の共通食が当該施設で提供された食事に限定されたこと。
- 発症者全員からカンピロバクターが検出されたこと。
- 潜伏時間、症状等の疫学的事項がカンピロバクターによる食中毒と一致したこと。
- 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。

4 行政処分の内容

さいたま市保健所は、食品衛生法に基づき、原因施設に対して以下の行政処分を行いました。

- 処分年月日：令和6年1月5日(金曜日)
- 営業停止：3日間（令和6年1月5日から令和6年1月7日まで）

5 指導内容

さいたま市保健所では、食中毒の再発防止を目的として、施設の清掃・消毒の指導、設備の改善指導、営業者及び従業員に対する衛生教育等を行います。

6 その他

さいたま市保健所では、引き続き市内の飲食店等に対し衛生管理の徹底を喚起していきます。

7 問い合わせ先

生活衛生課

課長：小島

担当：小澤、岡崎、徳江

電話：048-829-1300

内線：2930、2943、2944

関連ダウンロードファイル



【参考】カンピロバクター属菌による食中毒について（PDF形式 64キロバイト）



PDFファイルの閲覧にはAdobe Reader（無償）が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトからAdobe Readerをダウンロードしてください。](#)

この記事についてのお問い合わせ

保健衛生局/保健部/生活衛生課 食品・医薬品安全係

電話番号：048-829-1300 ファックス：048-829-1967

＞ お問い合わせフォーム

▲ ページの先頭に戻る

イベント情報

イベント

さいたま市役所

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話：048-829-1111（代表）

※さいたまコールセンターにつながります。

開庁時間：8時30分から17時15分

（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

法人番号 2000020111007



地図



窓口案内

各種お問い合わせ

＞ サイトマップ

＞ 当サイトについて

＞ ご利用ガイド

＞ よくある質問

＞ アクセシビリティ
ポリシー

区のWEBサイト



さいたまコールセンター

電話：048-835-3156

受付時間：8時から21時（年中無休）

